

懇談会報告等を受けた移管基準の見直しについて

平成 17 年 3 月
内閣府大臣官房企画調整課

内閣官房長官のもとに置かれた「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が本年6月28日に提出した「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」(以下「懇談会報告」という。)等の提言を踏まえ、将来の国民に対する説明責任を十分に果たすため、公文書館制度の充実・強化に向け、その基礎となる内閣総理大臣(国立公文書館)への歴史資料として重要な公文書等の移管を促進すべく、

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)の実施について(平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ)」

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について(平成13年3月30日閣議決定)等の運用について(平成13年3月30日各府省庁文書課等申合せ)」

につき、必要な見直しを行い、平成17年度移管より適用することとしたい。

改定後の移管基準に新たに盛り込むべきと考える主要事項案

イ 国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を整備するため、

定型的基準の導入

- ・ 保存期間30年以上経過した文書
- ・ 閣議請議文書
- ・ 部局長以上の決裁対象文書

文書課長等申合せ別表の移管することが適当な行政文書の例示についても、定型的なものに改正

ロ 時間を経ることにより歴史的に重要な価値を持つが、体系的に保存されることが少ないことから、その体系的保存を図るべく広報資料(広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ)や文書閲覧窓口制度に基づく閱

覧目録掲載の文書等を移管対象として明記

ハ 将来にわたるより確実な移管を図るとともに、毎年度の移管事務を軽減するため、公文書等のうち予算、決算、年次報告書等の毎年または隔年等に定期的に作成される文書について、内閣府（内閣総理大臣）と各府省庁との間で移管すべき文書を将来にわたって具体的に合意しておく制度を新設

ニ 国政上の重要事項等に係る公文書等の体系的保存をより促進するため、特定の国政上の重要事項等を、各府省庁横断的に内閣府（内閣総理大臣）が予め指定し、移管につき各行政機関と合意する制度を新設*

*特定の政策事項の指定に当たっては、内閣府に政治、行政、法律、経済、文化、社会などの有識者から意見を聞く仕組みを作る。

ホ 重要な歴史的資料を確実に移管・保存していくため、国立公文書館職員が、国立公文書館法第15条第3項の規定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べる等のために必要な措置を求めた場合には、各府省庁はこれに最大限協力するものとすること（国立公文書館において移管が必要と考える行政文書ファイルの内容について精査するため、国立公文書館の求めに応じ、当該行政文書ファイルを同館職員の見分に供すること等）

ヘ その他所要の文理上の整理

（なお、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）」については改正を要しないと考える。）

（注）行政機関との間の上記見直しと並行して、司法、立法との間で、移管のための「定め」の締結に向け連絡調整を開始。

(参考)

公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について(抄)
(平成16年6月28日 公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会)

3 必要な取組

(3) 公文書等の散逸防止

ア 行政文書の保存期間の延長・廃棄が適切に行われるための措置

行政文書の保存期間の延長及び行政文書の廃棄が安易に行われることのないよう、各行政機関が定める文書管理規則がガイドラインの精神に従って適切に運用されるよう改めて周知・徹底を図ることが望ましい。

当初の保存期間が満了した後においてなお、移管手続が採られることなく、保存延長が行われている行政文書の実態を把握するため、作成から30年以上を経過しても現用文書として保存期間が延長されている文書について、その所在情報及び現用保存の必要性の調査を行うべきである。

保存期間が延長される行政文書が多いことは、国立公文書館への公文書等の移管が進まない大きな要因となっていることから、行政機関の移管に関する不安に対応して、さらに移管後の行政利用の制度や合理的な開示基準の整備など公文書等の移管を促進するための環境整備を図ることも重要である(3(4)参照)。

行政機関の長の承認を得て行われる保存期間満了前の行政文書の廃棄については、安易に行われることがないよう万全を期するため、各行政機関において運用基準を整備、あるいはそのためのガイドラインの充実・強化を行うべきである。

その上でさらに必要があれば、文書管理規則がガイドラインの精神に従って適切に運用されているかどうか、各府省横断的に定期的に点検する仕組みを設けることも考えられる。

文書管理規則の運用の徹底を始めとする各行政機関内部におけるチェック機能の充実・強化によって十分な成果をあげられない場合には、その運用状況を踏まえつつ、一定の重要な行政文書の廃棄については、内閣総理大臣が関与する仕組み(内閣総理大臣への協議の義務付け、ないしは第三者機関の承認を必要とするなど)の導入を検討する必要がある。

保存期間が満了した行政文書については、内閣総理大臣と行政機関の長の間で行われる移管のための協議中に歴史資料として重要な公文書等が誤って廃棄されることのないよう協議中には保存期間が満了しても廃棄が直ちに行われぬよう必要な措置をとるとともに、行政機関内では、文書の廃棄に係る手続の遵守を徹底するなど必要な措置を講じるべきである。

イ 移管基準の明確化、移管手続の見直し

国立公文書館に移管すべき文書について、公文書等を再度類型化し、できる限り客観的かつ明確な基準を早急に整備する必要がある。例えば、保存期間30年以上の文書、閣議請議文書、部局長以上の決裁の対象とされている文書は、すべて移管することとして廃棄を認めないことにすることが考えられる。行政機関が業務上必要な場合には、保存期間を延長できる制度が存在する以上、非現用となった文書につき、廃棄の自由を無限定に認める必要性は乏しいと考えられ、国立公文書館法第15条第2項の改正も視野に入れながら検討する必要がある。

公文書等のうち毎年または隔年等に定期的に作成される文書については、内閣府と各府省の間で移管すべき文書を包括的に合意しておくことも、有益である。

特定の歴史的に重要な政策事項に関する公文書等を各府省横断的に移管するため、特定重要政策事項を予め指定する制度を導入することも有意義である。

具体的には、各年度において、例えば過去3年前までに発生した重要な政策事項のうち特に歴史的見地から重要と思われる特定の事項を指定し、当該事項に関連して作成された文書については、各府省横断的に、保存期間満了を待たず、可能な限り早く協議を開始し、移管すべき文書を確定しておくこととする。

これにより、行政機関においては、保存期間の最終年度に膨大な公文書等をゼロから選別する作業が軽減されるとともに、こうした制度が整備され、指定された事項が公表されれば、国立公文書館において、どのような事項に関わる公文書等が保存されているか、あるいは保存される予定なのかについて国民が知ることができる。また、どのような事項が歴史的に重要な公文書等になりうるのかについての共通の理解を醸成することによって直接指定されなかった事項についても公文書等の体系的保存や移管が進むことも期待される。

特定の事項の指定については、政治、行政、法律、経済、文化、社会

など幅広い分野の専門家の知見を活用すべきである。

現在、各府省が作成している広報資料(広報誌、PR用パンフレット、ポスター、ビデオ等)、文書閲覧窓口制度に基づき、各府省が閲覧目録に掲載する文書等について、目録掲載時に国立公文書館に必ず送付することとすべきである。こうした資料は、作成時には広く入手可能であるが、体系的に保存されているものではなく、また、時間を経ることによって歴史的に重要な価値を持つものであるからである。

(6) 公文書等の収集対象の拡大

ア 行政機関が保管する文書(写真等、広報資料、白書等)

白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行される資料及びポスター、パンフレット等の広報資料については、いずれも国の制度や政策の分かりやすい解説としての価値にとどまらず、時系列的に長期間まとめて保存することにより、制度・政策の変遷を読み取ることもできるという重要な意義を有する文書である。このため、行政機関が作成・配布するポスター、パンフレット等についても、作成時又は配布時に国立公文書館にも必要部数を移管することとする必要がある。

そのための方策としては、白書等を国立公文書館への移管対象とするために、官房長等申合せの改正を速やかに行う必要がある。ポスター、パンフレット等の広報資料については、運用の改善(各行政機関への通知等) により移管を開始することも可能であるが、その根拠を明確にするため、官房長等申合せにおいて規定する移管対象に追加することとすることが望ましい。

